

# 公立大学法人秋田公立美術大学決算事務規程

平成25年4月1日  
規程第79号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 月次決算（第3条—第6条）
- 第3章 年次決算（第7条—第29条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学会計規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第76号。以下「会計規程」という。）に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学の決算における会計処理について、必要な事項を定めるものとする。

#### （決算の種類およびその期間）

第2条 決算の種類およびその期間は、次のとおりとする。

- (1) 月次決算 毎月の初日から末日まで
- (2) 年次決算 毎年4月1日から翌年3月末日まで

### 第2章 月次決算

#### （月次決算の報告）

第3条 会計規程第40条の規定による報告は、月次試算表および予算差引簿を提出することにより行うものとする。

#### （伝票の締切）

第4条 前条の月次決算を行うため、決算事務を行う事務局の職員は、毎月末に当該月の伝票を締め切り、当該伝票に係る記帳および整理を行った上で、翌月5日までに関係資料を会計規程第4条第1項に規定する経理事務管理者に提出しなければならない。

#### （月次試算表の作成）

第5条 経理事務管理者は、前条の関係資料を集計し、毎月20日までに月次試算表を作成しなければならない。

(月次決算の方法)

第6条 月次決算は、次の事項に留意して行わなければならない。

(1) 収入および支出は、公立大学法人秋田公立美術大学会計組織等規程(平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第77号)別表第3に規定する勘定科目の区分に基づき適切に整理すること。

(2) 固定資産の取得および除却は、発生した月に記帳すること。

(3) 商品、製品、副産物、原材料および消耗品等貯蔵品は、帳簿価格によること。

(4) 経費については、経過項目の詳細な計算は行わないこと。

(5) 各種明細表の合計が総勘定元帳の統制勘定と一致していること。

### 第3章 年次決算

(年次決算の整理)

第7条 経理事務管理者は、会計規程第41条の規定による報告を行うに当たって、第8条から第28条までの規定により当該事業年度の収入、支出、資産等について整理するものとする。

2 経理事務管理者は、前項の規定による整理の一部又は全部を事務局の職員に行わせることができる。この場合において、経理事務管理者は、当該整理を行わせた事務局の職員にその結果を報告させなければならない。

(収益の計上)

第8条 収益は、全て計上されていることを確認するものとする。

(支出の計上)

第9条 当該事業年度末までに納入された物品購入、業務費用等に係る支出は、正確に計上されていることを確認するものとする。

(現金等)

第10条 現金および有価証券は、実査して残高を確認するものとする。

2 前項の残高の確認は、実査表を作成して行うものとし、実査した者および実査に立ち会った者は当該実査表に押印するものとする。

(預金等)

第11条 銀行預金、銀行借入金等は、当該銀行が発行する残高証明書により残高を確認するものとし、帳簿残高と差異があるときは調整表を作成し、必要があるときは帳簿等の修正を行うものとする。

2 役員からの預かり金、職員からの預り金その他の預り金は、それぞれ区分して整理するものとする。

(資産計上)

第12条 固定資産にかかる支出のうち、資本的支出として資産計上するものおよび修繕費として損金算入できるものが正確に区別されていることを確認するものとする。

2 1点当たりの金額が50万円未満であって消耗品費等として処理するべきものが、資産計上されていないことを確認するものとする。

(予算の未執行額)

第13条 予算の未執行額については、予算執行状況を検討してその妥当性を確認するものとする。

(経過勘定項目)

第14条 前受収益、未収入金、前払費用、未払費用等の経過勘定項目は、明細を作成して内容を確認するものとする。

(たな卸資産)

第15条 商品、製品、原材料および消耗品等貯蔵品のたな卸資産は、実地たな卸により帳簿残高と照合し、差異があるときは帳簿の修正を行うものとする。

2 たな卸差異は差異原因分析を行い、その結果を関係者に通知するものとする。

(リース資産)

第16条 リース資産は、当該事業年度中におけるリース契約の開始、解除および終了に伴う増減が正しく処理されていることを決議書と照合して確認するものとする。

2 リース資産は、当該リース資産の使用責任者から現物調査報告書を求め、これと帳簿を照合して確認するものとする。

(外貨建資産)

第17条 外国通貨、外貨建金銭債権債務および外貨建有価証券は、原則として当該事業年度末における為替相場による円換算額を付して整理するものとする。

(有価証券)

第18条 有価証券は、保有目的による分類に従って評価を行うものとする。

(固定資産)

第19条 固定資産は、財源別の増加額を確認するものとする。

2 固定資産は、当該事業年度中における固定資産の取得、廃棄、売却等に伴う増減が正しく処理されていることを決議書と照合するものとする。

3 固定資産は、当該固定資産の管理責任者から現物調査報告書を求め、これと帳簿を照合して確認するものとする。

4 固定資産に設定されている火災保険等を明確にするため、付保状況明細表を作成するものとする。

(減価償却費の計算)

第20条 減価償却費は、償却対象資産の当該事業年度中の増減に留意し、損益内又は損益外の区分および財源の区分に応じて計算するものとする。

(資産見返負債)

第21条 資産見返負債は、収益額の計算を行い、収益へ振り替えるものとする。

(運営費交付金債務および授業料債務)

第22条 運営費交付金債務および授業料債務は、収益額の計算を行い、収益へ振り替えるものとする。

(寄附金債務)

第23条 寄附金債務は、収益額の計算を行い、収益へ振り替えるものとする。

(受託研究)

第24条 受託研究は、収益額の計算を行い、収益へ振り替えるものとする。

(仮払金、仮受金等)

第25条 仮払金、仮受金等の未決算勘定は、十分な調査を行った上で、速

やかに相当科目への振替を行う。

(未収金)

第26条 未収金は、総勘定元帳の未収金残高とその他債権債務に関する補助簿の合計金額が一致することを確認するものとする。

2 未収金は、収益計上に関する資料を点検するとともに、回収状況の確認等により回収の可能性を調査するものとする。

(預り金)

第27条 預り金は、内訳明細表を作成して内容を検討するとともに、内容が不明のまま長期滞留しているもの又は支払期日が経過しているもの等に留意して確認するものとする。

(消費税等)

第28条 消費税等は、確定申告による要納付税額又は還付額を算定して未払消費税等又は未収消費税等として計上するものとする。

(財務諸表および決算報告書)

第29条 財務諸表および決算報告書は、次に掲げる書類とする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) キャッシュ・フロー計算書
- (4) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (5) 行政サービス実施コスト計算書
- (6) 附属明細書
- (7) 事業報告書
- (8) 決算報告書

2 前項の書類は、当該事業年度の末日の翌日から起算して50日以内に作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 規程 第 16 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。